

# 経 済 産 業 省

20140718商局第1号  
平成26年7月30日

経済産業省大臣官房商務流通保安審議官 寺澤 達也

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正  
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商  
局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

本解釈は、平成26年10月1日から適用する。

## 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について (20130605商局第3号) 【別表第十二関係】

(傍線部分は改正部分)

改正後				現 行			
別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準				別表第十二 国際規格等に準拠した基準 1・2 (略) 表1. 電気安全に関する基準			
基 準			備 考	基 準			備 考
基準番号	表題	本文※		基準番号	表題	本文※	
J60065(H2 6)	オーディオ、ビデオ及び 類似の電子機器－安全 性要求事項	日本工業規格 (以下「JIS」 という。)C 60 65:2013	International Electrotechni cal Commission 規格 (以下「IE C」という。) 60065(2001), A mendment (以下 「Amd. 」とい う。) No. 1(20 05), Amd. No. 2( 2010)に対応	(新設)			
J60065(H2 3)	オーディオ、ビデオ及び 類似の電子機器－安全 性要求事項	JIS C 6065: 2007+ 追 補 1(2009)	IEC60065(2001 ) , Amd. No. 1(20 05)に対応 平成29年9月30 日まで有効	J60065(H2 3)	オーディオ、ビデオ及び 類似の電子機器－安全 性要求事項	日本工業規格 (以下「JIS」 という。)C 60 65:2007+追補 1(2009)	International Electrotechni cal Commission 規格 (以下「IE C」という。)

							60065(2001), <u>A</u> <u>mendment (以下</u> <u>「Amd. 」とい</u> <u>う。)</u> No. 1(20 05)に対応
J60065(H2 0) ～ J60598-1( 4.1版-H1 4)	(略)	(略)	(略)	J60065(H2 0) ～ J60598-1( 4.1版-H1 4)	(略)	(略)	(略)
<u>J60598-1( H26)</u>	<u>照明器具一</u> <u>第1部:安全性要求事項</u> <u>通則</u>	<u>JIS C 8105-</u> <u>1:2010+ 追補</u> <u>1(2013)</u>	<u>IEC 60598-1(20</u> <u>08)に対応</u>	(新設)			
J60598-1( 7版-H23)	照明器具一 第1部:安全性要求事項 通則	JIS C 8105- 1:2010	IEC 60598-1(20 08)に対応 <u>平成29年9月30</u> <u>日まで有効</u>	J60598-1( 7版-H23)	照明器具一 第1部:安全性要求事項 通則	JIS C 8105- 1:2010	IEC 60598-1(20 08)に対応
J60598-2- 1(H23) ～ J60598-2- 2(H14)	(略)	(略)	(略)	J60598-2- 1(H23) ～ J60598-2- 2(H14)	(略)	(略)	(略)
<u>J60598-2-</u>	<u>照明器具一</u>	<u>JIS C 8105-</u>	<u>IEC 60598-2-3</u>	(新設)			

3(H26)	第2-3部:道路及び街路照明器具に関する安全性要求事項	2-3(2011)	(2002), Amd. 1(2011)に対応				
J60598-2-3(H14)	照明器具 パート2:個別要求事項 セクション3:道路及び街路用照明器具(4.1版対応のパート1を併用する)	別紙119	IEC 60598-2-3(1993), Amd. No.1(1997)に対応 平成29年9月30日まで有効	J60598-2-3(H14)	照明器具 パート2:個別要求事項 セクション3:道路及び街路用照明器具(4.1版対応のパート1を併用する)	別紙119	IEC 60598-2-3(1993), Amd. No.1(1997)に対応
J60598-2-4(H23) ～ J60598-2-9(H14)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-4(H23) ～ J60598-2-9(H14)	(略)	(略)	(略)
J60598-2-11(H26)	照明器具— 第2-11部:観賞魚用照明器具に関する安全性要求事項	JIS C 8105-2-11:2013	IEC 60598-2-11(2005)に対応	(新設)			
J60598-2-12(H23) ～ J60598-2-22(H14)	(略)	(略)	(略)	J60598-2-12(H23) ～ J60598-2-22(H14)	(略)	(略)	(略)
J60598-2-	照明器具—	JIS C 8105-2-	IEC 60598-2-24	(新設)			

24(H26)	第2-24部:表面温度を制限した照明器具に関する安全性要求事項	24:2013	(2013)に対応				
J60669-1(H26) ～ J60669-2-3(H16)	(略)	(略)	(略)	J60669-1(H26) ～ J60669-2-3(H16)	(略)	(略)	(略)
J60670-1(H26)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第1部:一般要求事項	JIS C 8462-1:2012	IEC 60670-1(2011)に対応	(新設)			
J60670-1(H20) ～ J60974-5(H25)	(略)	(略)	(略)	J60670-1(H20) ～ J60974-5(H25)	(略)	(略)	(略)
J60974-6(H26)	アーク溶接装置－ 第6部:限定使用率アーク溶接装置	JIS C 9300-6:2013	IEC 60974-6(2010)に対応	(新設)			
J60974-6(H22)	アーク溶接装置－ 第6部:限定使用率被覆	JIS C 9300-6:2006	IEC 60974-6(2003)に対応	J60974-6(H22)	アーク溶接装置－ 第6部:限定使用率被覆	JIS C 9300-6:2006	IEC 60974-6(2003)に対応

	アーク溶接電源		<u>平成29年9月30日まで有効</u>		アーク溶接電源		
J60974-7(H22) ～ J61347-2-12(H21)	(略)	(略)	(略)	J60974-7(H22) ～ J61347-2-12(H21)	(略)	(略)	(略)
<u>J61347-2-13(H26)</u>	<u>ランプ制御装置－ 第2－13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項</u>	<u>JIS C 8147-2-13:2014</u>	<u>IEC 61347-2-13(2006)に対応</u>	(新設)			
J61347-2-13(H21)	ランプ制御装置 第2－13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項	JIS C 8147-2-13:2008	IEC 61347-2-13(2006)に対応 <u>平成29年9月30日まで有効</u>	J61347-2-13(H21)	ランプ制御装置 第2－13部：直流又は交流電源用LEDモジュール用制御装置の個別要求事項	JIS C 8147-2-13:2008	IEC 61347-2-13(2006)に対応
<u>J61386-1(H26)</u>	<u>電線管システム－ 第1部：通則</u>	<u>JIS C 8461-1:2012</u>	<u>IEC 61386-1(2008)に対応</u>	(新設)			
J61386-1(H20) ～ J61534-1(H22)	(略)	(略)	(略)	J61386-1(H20) ～ J61534-1(H22)	(略)	(略)	(略)

J61558-1(H26)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性ー 第1部: 通則及び試験	JIS C 61558-1:2008+ 追補1(2012)	IEC 61558-1(2005), Amd. 1( <u>2009</u> )に対応	J61558-1(H26)	変圧器, 電源装置, リアクトル及びこれに類する装置の安全性ー 第1部: 通則及び試験	JIS C 61558-1:2008+ 追補1(2012)	IEC 61558-1(2005), Amd. 1( <u>2007</u> )に対応
J61558-1(H21) ～ J8528-9(H16)	(略)	(略)	(略)	J61558-1(H21) ～ J8528-9(H16)	(略)	(略)	(略)
<p>※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。</p> <p>表2～表5 (略)</p>				<p>※本文別紙中の下線は、対応する国際規格との差異である。</p> <p>表2～表5 (略)</p>			